

第3節 養育費の確保策

1

養育費確保の現状

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、35.1%となっている。それ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く（61.1%）、次いで「取決めの交渉をしたがまとまらなかった」が11.3%、「取決めの交渉が煩わしい」が6.5%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が20.8%、受けたことがある者が16.4%、受けたことがない者が60.1%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額53,200円である（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成10年））。

このように、養育費の確保は必ずしも十分に進んでいない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要である。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正（平成15年4月1日施行）においても、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親も養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されたところである。

2

養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であるが、これまで、そのような相場を平易にまとめたものはなかった。このため、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを見て、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、平成15（2003）年3月に各地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16（2004）年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう各地方公共団体等に配布したところである。

3

民事執行法の改正

養育費を支払うべき者が任意に支払わない場合、強制執行の手続により養育費を強制的に徴収する必要があるが、これまでの強制執行制度では、既に支払期限が過ぎている債権についてのみ強制執行の手続を開始することができることとなっていたため、養育費を徴収する者は、何度も強制執行の手続をとらなければならず、その負担は大きなものであった。

このため、養育費等を強制的に徴収するための強制執行の手続をより利用しやすいものとするための民事執行法の改正等を内容とする「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成15（2003）年7月に成立し、平成16（2004）

年4月1日から施行されている。

この民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権について、相手方が期限の到来した分の養育費を支払わない場合において、その給料や賃料等を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続をとることができるようにになり、養育費確保の手続的な負担は軽減されることになった。

さらに、現在の強制執行制度では、養育費等の金銭債権について、直接強制の方法（債務者の財産を換価して支払を受ける方法）によることはできるが、間接強制の方法（相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう裁判所が命じて、履行を心理的に強制する方法）によることはできないこととされている。しかし、事案によっては、直接強制の方法がとりづらく、間接強制の方法が効果的な場合もある。

このため、養育費等について間接強制の方法によることを認めることとする民事執行法の改正等を内容とする「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を、平成16（2004）年3月、第159回国会に提出した。

4 母子福祉資金貸付金の貸付けの改善

母子家庭の児童についての養育費の確保を促進する観点から、母子福祉資金貸付金の1つである生活資金の貸付けの運用を見直し、平成15（2003）年4月1日より、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借り受けることができる様にした。

5 地方公共団体における相談

各地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭に対し養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の法律相談を行っている。